

江府町選挙管理委員会告示第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2の第2項の規定により、江府町条例改廃請求代表者（末次美喜枝）から提出された江府町条例制定請求者署名簿を、次のとおり関係人の縦覧に供する。

令和7年3月27日

江府町選挙管理委員会委員長 加持谷 邦男



- 1 縦覧の期間 令和7年3月28日から令和7年4月3日まで
午前8時30分から午後5時00分まで
- 2 場 所 江府町江尾1717番地1
江府町選挙管理委員会（江府町役場総務課内）